

日本資源再生事業振興協同組合 賛助会員規約

(趣旨)

第1条 この規約は、日本資源再生事業振興協同組合（以下「組合」という。）が行う資源再生に関する取組みに参加する賛助会員について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 賛助会員は、再資源化に関心を持つ個人、法人及び団体として、組合が取組む3Rをはじめとした環境・資源エネルギー等の課題に対し、資源再生事業に関する新たな仕組み作りのため、積極的な情報提供を参加目的とする。

(資格)

第3条 賛助会員は、組合の趣旨に賛同する個人、法人及び団体とする。特段に一般廃棄または、産業廃棄物を取り扱う者でなく、資源の排出元や大学・企業における研究機関もしくはその研究者・担当者においても参加資格を有します。

(賛助会員)

第4条 賛助会員は、個人、法人を問わない。

(特典)

第5条 賛助会員は、基本的に組合事業への参加は認めないが、次のようなサービスを受けることができる。

- (1) 組合の開催する資源再生に関するセミナー・講演会・施設見学会等への参加
- (2) 公表資料（環境省・経済産業省）、組合の発行する各種資源再生資料、機関誌等の送付
- (3) 資源再生をはじめとするシンポジウム、イベント、セミナー等の開催情報の提供

(出資金・賦課金・賛助会費)

第6条 賛助会員の出資金及び賦課金、賛助会費の額は次の通りとする。

- (1) 出資金：なし
- (2) 賦課金：なし
- (3) 賛助会費：1口60,000円（何口でも可）

(入会方法)

第7条 賛助会員になることを希望する者は、所定の加入案内より申込みを行い、組合の承認を受ける。

(賛助会員資格の喪失)

第8条

1. 退会を希望する賛助会員は、退会を希望する月の末日の90日前までに組合に対して、その旨を記載した書面を提出しなければならない。
2. 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、組合より、賛助会員資格を取り消されることがある。
 - (1) 加入申込みにおいて虚偽の事実を申告した場合
 - (2) 賛助会員が破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - (3) 組合の名誉または信用を著しく損なう行為があったと認められる場合
 - (4) その他、本規約の重大な違反行為があったとき

(変更事項の届け出)

- 第10条 賛助会員は、住所、連絡先などの届け出内容に変更があった場合は、速やかに組合に届け出るものとする。